

スクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）に係る 義務標準法等の特例について

１．文部科学省提案（平成 30 年 5 月 11 日WG）

義務標準法第 9 条第 4 号に規定する「事務職員」の業務に、ＳＳＷの業務が含まれることを明確化し、現行制度上でもＳＳＷの業務も担う事務職員を義務標準法上の正規の事務職員として任用することを可能とする。

２．実現した場合の福岡市の対応

①各学校事務の一部を集約処理する学校事務センターの設置による、

学校事務効率化により従前の学校事務の作業量を縮減。

②新たに 4 号事務職員としてＳＳＷの業務も担う者（正規職員）を 7 人配置。

各区（※）小学校 1 校に 1 人ずつ配置し、配置校の児童への就学援助に係る事務や、関係機関との連絡調整事務等の福祉に関する支援を行い、併せて各区の嘱託ＳＳＷの統括・マネジメント等を行う。

※東区、博多区、中央区、南区、城南区、早良区、西区（計 7 区）

【参考：福岡市の教職員配置】

	教員等	事務職員				合計
		1～3 号	4 号		計	
			従来	S S W		
算定上定数 (3 0 年度)	7, 107	278	83		361	7, 468
配置人数 (3 0 年度)	7, 145	299	21		320	7, 465
配置人数見込み (3 1 年度)	7, 145	299	14	<u>7</u>	320	7, 465

３．具体的な業務内容

- 就学援助に係る事務として、就学援助申請の受付及び内容確認
- 支援が必要な児童生徒について、関係機関とのネットワークの構築・連携調整事務
- 嘱託ＳＳＷへの指導助言・困難ケース対応支援、区会議の企画・運営 など

４．想定スケジュール

- 30 年 9 月：ＳＳＷの 31 年 4 月からの正規職員任用を決定（任用規則施行細目改正）
- 30 年 10 月：「ＳＳＷ正規職員募集」の案内開始
- 31 年 4 月：任用